

令和2年4月8日から

住宅リフォーム支援事業補助金交付の申請受付を始めます。

申請のできる方は次のとおりです。

- <申請者> 住宅の所有者で町内に住民票があり、かつ居住していること、また貸家住宅についても同様とし、現に居住している人がいること、世帯員に町税の滞納が無いこと等要件を満たす方です。
- <適用住宅> 専用住宅 共同住宅 併用住宅
- <施行業者> 町内に事業所、営業所がある法人及び個人事業者
- <適用回数> 同一住宅 1回限り 共同住宅は2棟まで
※令和元年度から含めての適用回数となります
- <補助金の額> リフォーム工事、バリアフリー工事ともに上限25万円

* 詳しくは、要綱をご覧ください。

「住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」

(様式)

* 別記第1号様式(第5条関係)申請書

(添付書類 ①住民票 ②所有者の分かる書類 ③見積書 ④誓約書 ⑤工事前写真
⑥その他町長が必要と認めるもの)

* 別記第2号様式(第5条関係)誓約書兼同意書

* 別記第5号様式(第7条第1項関係)変更申請書

(添付書類 ①変更後の見積等)

* 別記第7号様式(第7条関係)中止届出書

* 別記第9号様式(第8条関係)着手届

(添付書類 ①契約書又は請書の写し)

* 別記第10号様式(第9条関係)完了報告書

(添付書類 ①工程の分かる写真 ②領収書の写し ③その他町長が必要と認めるもの)

* 別記第13号様式(第12条関係)請求書

【問合わせ先】住民課 住民振興係 2-1001 (124)

